

議案第76号 守口市消費生活センター相談業務委託事業者

プロポーザル選定委員会条例を廃止する条例案

御報告申し上げます。

本案は、消費生活相談業務について、現契約の満了に伴い令和7年度からの5年間を想定した公募型プロポーザル方式による選定を実施したが、応募事業者がなかったことから、公募方法を再度検討し、期間を1年間と定め入札により実施することとしたため、守口市消費生活センター相談業務委託事業者プロポーザル選定委員会条例を廃止しようとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、全国的に相談業務を担う資格を保有する人材が不足しており、長期の契約を締結することが困難な現状を踏まえ、今後、相談業務の広域化等も含め、対応を検討していくとのことである。よって、相談業務を滞りなく実施できる体制をできる限り早期に確立することはもとより、多様化する相談に対応する観点から、大阪府との連携など、よりよい相談業務の方策についても併せて検討されたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。